

22 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第9号。以下「表示基準」といいます。）は、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、20歳未満の者の飲酒防止のための対応が必要とされたことから、中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されました。

平成元年の制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められたものですが、平成6年10月の中央酒類審議会報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について（中間報告）」等において、個々の事業者の判断により自主的に行われてきた酒類容器への20歳未満の者の飲酒防止の注意表示を全酒類に拡大すべきとの提言があったことから、中央酒類審議会の答申を受け、平成9年2月に表示基準の一部が改正（平成9年2月国税庁告示第3号）され、同年7月から適用されています。

酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多様な業種・業態の者の参入が進み、酒類と他の商品を同じ販売場内で販売するケースが増えるなど、酒類へのアクセス機会が増加してきており、酒類小売業者に対する酒類の適正な販売管理に対する社会的な要請が高まっていることを踏まえ、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、平成15年6月に表示基準の一部が改正（平成15年6月国税庁告示第4号）され、同年9月から適用されています。

酒類の陳列場所の表示については、20歳未満の者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とするため、平成17年9月に表示基準の一部が改正（平成17年9月国税庁告示第22号）され、同年10月から適用されています。

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準（概要）

1 酒類の容器等に対する表示

- (1) 酒類の容器又は包装（以下「容器等」といいます。）には、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、容器等の見やすい所に、6ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）の活字以上（容量360ml以下の場合は5.5ポイントの活字以上）の大きさの統一のとれた日本語で、明瞭に表示しなければなりません。

なお、①専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、②内容量が50ml以下のもの又は③調味料として用いられること若しくは薬用であることが明らかな酒類の容器等については、当該表示を省略することができます。

2 酒類の陳列場所における表示

- (1) 酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。

- (2) (1)の表示は、酒類の陳列場所に、100ポイントの活字以上の大きさの日本文字で明瞭に表示しなければなりません。

3 酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、統一のとれた日本文字で夜間でも判読できるよう明瞭に表示しなければなりません。

- (1) 20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている旨（57ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
- (2) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号（20ポイントの活字以上の大きさ）
- (3) 販売停止時間（42ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨

4 酒類の通信販売における表示

酒類小売販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の事項を10ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示しなければなりません。

- (1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）
「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨
- (2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨
- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）
「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨